

# 2025年4月からの育児休業給付金について

両親ともに育児休業の積極的な取得すること、育児中の柔軟な働き方を選択しやすくすることを目的に新しい制度が創設されました。

## 育児休業中

### 出生時育児休業給付金

出生日または予定日から8週を経過する翌日までに産後パパ育休を取得したとき  
(上限28日 2回まで分割可)

支給額：賃金日額×取得日数×67%

### 育児休業給付金

1歳未満の子を養育するために育児休業を取得したとき  
(2回まで分割可)

支給額：賃金日額×取得日数×67%  
(支給日数が181日目以降は50%)

### 出生後休業支援給付金

2025年4月創設

本人・・・【産後休業をしていない場合】

出生日または予定日から8週間を経過する日までに通算14日以上  
育児休業給付金または出生時育児休業給付金を受給したとき

【産後休業をした場合】

出生日または予定日から16週間を経過する日までに通算14日以上  
育児休業給付金を受給したとき

配偶者・・・出生日または予定日から8週間を経過する翌日までに通算14日以上

育児休業を取得したとき  
(配偶者が出産した場合は産後休業扱いとなるため育児休業の要件はなし)

支給額：賃金日額×本人の休業日数(上限28日)×13%

裏面に続きます⇒

## 職場復帰後

育児時短就業給付金

2025年4月創設

2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業したとき

(シフト制で就労している場合は実際の労働時間で1週間あたりの平均労働時間を算定)

支給額: 対象月に支払われた賃金額×10%(当初の賃金の90%~100%未満の場合は調整後の支給率)

### ☆育児休業給付金の延長について

保育所等へ保育の利用希望の申し込みをしているが実施されない等で支給の延長を行う場合の必要書類が変更となりました。①～③すべて必要になります。

- ① 育児休業給付金支給対象期間事由認定申告書  
(ハローワークで交付もしくは厚生労働省HPよりダウンロード)
- ② 市区町村に保育所等の利用申込みを行ったときの申込書の写し
- ③ 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知(入所保留通知書)

手続き方法や必要書類等、詳細は冊子「育児休業等給付の内容と支給申請手続き」をご覧ください。

ご不明な点等ございましたらハローワークへお問い合わせください。

